

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」 の一部改定（案）について （概要）

1. 薬剤耐性（AMR）対策の必要性を踏まえた内容の追加

（1）「1 - （3）国際社会の動向」に、以下の記述を追加（P 5）

また、同首脳宣言では、これまで効果があった抗菌薬等が効かなくなる薬剤耐性（AMR）についても触れられ、平成 27 年 5 月に WHO で採択された薬剤耐性に関する世界行動計画（グローバルアクションプラン）を支持することが盛り込まれた。同年 10 月の G7 ベルリン保健大臣会合においても、薬剤耐性（AMR）菌等は、国境を越えて急速に拡大し、感染症治療をより困難にしている一方、抗菌薬等の研究開発が停滞していることから、薬剤耐性（AMR）問題に対する対策の一層の強化が求められている。

（2）「3 - （5）薬剤耐性（AMR）に関する取組の推進」として、以下の記述を追加（P 15）

薬剤耐性（AMR）に係る国内対策及び国際協力を促進・強化するため、関係省庁の連携の下、包括的なアクションプランを策定し、政府一体となってその推進を図る。

2. その他

上記事項のほか、時点の経過等による必要な修正を行う。